

(議案その五)

令和七年十一月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和7年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

第150号議案	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	1
第151号議案	教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例	10
第152号議案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	13
第153号議案	使用料及び手数料の額の改定等に関する条例及び島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	14
第154号議案	島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例	15
第155号議案	島根県心身障害者扶養共済制度条例及び島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
第156号議案	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	17

第150号議案

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、同条第3号中「旧在勤庁から新在勤庁」を「旧在勤庁又は旧居所から新在勤庁又は新居所」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 外国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下この号において同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第3条第5項中「扶養親族」を「家族」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び旅行雑費とする。

第8条から第12条までを次のように改める。

第8条から第12条まで 削除

第14条から第17条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に

規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道をいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第15条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別船室料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同号の運賃は、同一階級

内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第16条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第17条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に掲げる移動に直接要する費用のうち、自家用自動車（任命権

者の定めるところにより承認を受けたものに限る。) を使用して旅行する場合の当該旅行に要する費用(以下この項において「車賃」という。)は、路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給するものとし、車賃の額は、知事が別に定める額とする。

第19条を次のように改める。

(宿泊費)

第19条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して知事が別に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第19条の次に次の1条を加える。

(包括宿泊費)

第19条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第14条から第17条までに規定する費用(第23条第1号及び第28条第3項において「交通費」という。)の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第20条から第23条までを次のように改める。

(宿泊手当)

第20条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して知事が別に定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第23条各号のいずれかに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、知事が別に定める額とする。

(着後滞在費)

第22条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合

計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第23条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この条において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び旅行雑費の合計額に相当する額
- (2) 家族が職員の新居住地に移転しない場合であって、かつ、職員宿舍等の退去を命ぜられ移転する場合には、家族の職員宿舍等から新居住地までの移転について、前号の規定に準じて算定した額
- (3) 前2号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、第1号の規定に準じて算定した額

第28条第2項中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改め、同条第3項中「第23条第1項第1号」を「第23条第1号」に、「鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料」を「交通費及び宿泊手当」に改める。

第32条を次のように改める。

(旅費の支給額の上限)

第32条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第14条第1項各号、第15条第1項各号、第16条第1項各号及び第17条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第19条、第19条の2、第22条及び第23条並びに第7条の

規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表を削る。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和23年島根県条例第88号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

3 前項の場合において、宿泊費基準額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の指定職職員等の欄に掲げる額とする。

附則第2項を次のように改める。

2 知事等に対し支給する鉄道賃、船賃及び航空賃の額については、当分の間、職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第11号）第14条第2項、第15条第2項及び第16条第2項中「最下級の運賃の額」とあるのは、「最上級の運賃の額」として、これらの規定を適用する。

第2号表を削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第31号を第32号とし、第30号を第31号とし、第29号を第30号とし、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 船員作業手当

第33条第1項第2号中「、漁業取締船又は保健船」を「又は漁業取締船」に改める。

第35条の2の次に次の1条を加える。

(船員作業手当)

第35条の3 船員作業手当は、水産練習船、試験船又は漁業取締船に乗り組む職員が、航海中の船舶において行う業務又は作業（以下この条において「業

務等」という。)で人事委員会規則で定めるもの又は人事委員会がこれに相当すると認める業務等に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 水産練習船神海丸に乗り組む職員

ア 船長、機関長及び通信長 2,370円

イ 一等航海士及び一等機関士 2,240円

ウ 二等航海士、二等機関士及び各長 2,110円

エ アからウまでに掲げる職員以外の職員 1,980円

(2) 水産練習船神海丸以外の船舶に乗り組む職員

ア 定係港外において5時間未満の業務等に従事した職員 990円

イ 定係港外において5時間以上の業務等に従事した職員 1,980円

第39条第2項中「及び第4項」を「から第5項まで」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 防疫作業等従事手当については、職員が同一日において、第17条第1項第2号及び第3号に掲げる作業に従事したときは、同条第2項第2号に定める額を支給する。

(県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和47年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(15) 船員作業手当

第19条の次に次の1条を加える。

(船員作業手当)

第19条の2 船員作業手当は、水産に関する学科を置く県立学校の教頭、教諭、助教諭、講師、実習主任又は実習助手が水産練習船神海丸その他教育委員会規則で定める水産練習船に乗り組み、航海中の船舶において行う業務又

は作業（以下この条において「業務等」という。）で教育委員会規則で定めるもの又は教育委員会がこれに相当すると認める業務等に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 水産練習船神海丸に乗り組む場合 2,370円

(2) 水産練習船神海丸以外の練習船に乗り組む場合

ア 定係港外において5時間未満の業務等に従事したとき。 990円

イ 定係港外において5時間以上の業務等に従事したとき。 1,980円

（地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第5条 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(16) 船員作業手当

第25条を第26条とし、第22条から第24条までを1条ずつ繰り下げ、第21条の次に次の1条を加える。

（船員作業手当）

第22条 船員作業手当は、人事委員会規則で定める職員が、航海中の船舶において行う業務又は作業（以下この条において「業務等」という。）で人事委員会規則で定めるもの又は人事委員会がこれに相当すると認める業務等に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 定係港外において5時間未満の業務等に従事したとき。 990円

(2) 定係港外において5時間以上の業務等に従事したとき。 1,980円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

第151号議案

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年島根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4」を「100分の10」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第5条において同じ。)には教職調整額を支給しない。

第5条第1項中「受ける者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指導改善研修被認定者で、正規の勤務時間を超える勤務等を行うこと又は正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたものには、時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当を支給するものとし、その支給については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第6条の見出しを「(業務量管理・健康確保措置)」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「100分の10」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6

令和10年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 7
令和11年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 8
令和12年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 9

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第25条の 2 第 2 項中「8,000円」を「8,600円」に改め、「応じて、」の次に「人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」を加える。

別表第 1 の備考中「、この表に定める額に7,750円」を「この表に定める額に11,575円を、 4 級であるものの給料月額はこの表に定める額に3,825円」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第19条の 8 第 2 項中「8,000円」を「8,600円」に改め、「応じて、」の次に「教育委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」を加える。

別表第 1 の備考中「、この表に定める額に7,549円」を「この表に定める額に11,575円を、 4 級であるものの給料月額はこの表に定める額に4,026円」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「（備考を除く。）」を削る。

(県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 削除

第3条第2項第2号中「7,500円」を「8,000円」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第20条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第1条中第6条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第5条の規定による改正後の県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に従事した業務に対する特殊勤務手当の支給について適用し、同日前に従事した業務に対する特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

第152号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から19の項までを1項ずつ繰り上げ、20の項及び21の項を削り、22の項を19の項とし、23の項を20の項とする。

別表第3中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第153号議案

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例及び島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（令和7年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第18条のうち島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）別表第4の4の項第1号の改正規定中「同表の4の項第1号」の次に「イ中「21,000円」を「21,900円」に改め、同号ウ中「32,000円」を「33,400円」に改め、同号」を、「68,400円」に改め」の次に「、同号ク中「120,000円」を「124,000円」に改め」を加える。

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 島根県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第4の42の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の43の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第154号議案

島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例

島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表の備考に次のように加える。

- 4 体育室の冷暖房装置を使用する場合の冷暖房料の額は、1時間につき530円とする。ただし、体育室の2分の1を使用する場合の冷暖房料の額は、1時間につき260円とする。

別表の2の表に備考として次のように加える。

備考 体育室の冷暖房装置を使用する場合の冷暖房料の額は、1人1時間につき、130円とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第155号議案

島根県心身障害者扶養共済制度条例及び島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第1条 島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「事実上婚姻」の次に「関係」を、「にある者」の次に「（性別を問わない。）」を加える。

(島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年島根県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項第1号ア中「親族」の次に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（性別を問わない。）及び当該事情にある者の親族を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第156号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第15条第2項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第25条中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）

が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

附則第3条中「及び第4項第1号」を削り、「同条第1項第2号ア」を「同号ア」に、「「通じて」を「、「通じて」に改め、「、同条第3項第1号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。） それぞれ2以上」と」を削る。

（島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第3号中「幼児（」の次に「第29条第2項の表及び」を加える。

第29条第2項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

第43条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第10条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改め、「当該」を削る。

第17条第3項の表備考第1号中「児童福祉法第18条の18第1項の登録」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。